



NO. 846

令和2年

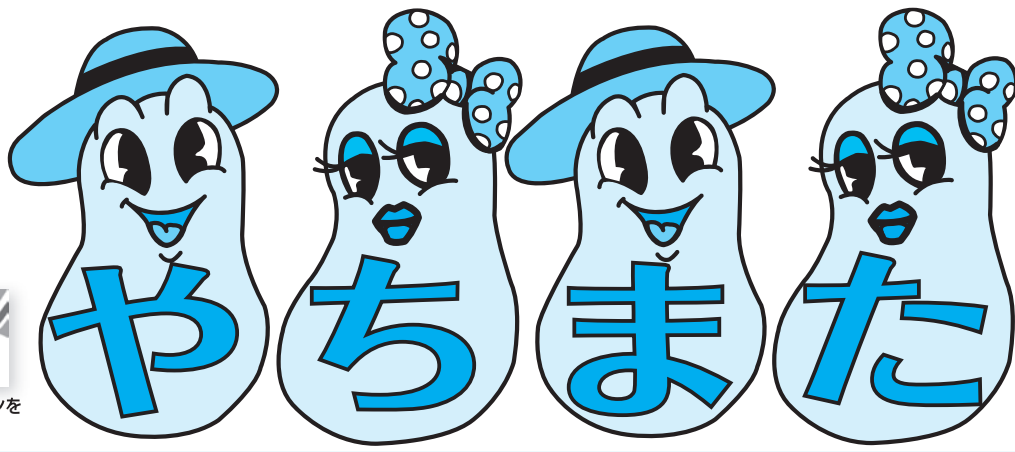
2月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンバルブを使用しています。

広報



カタログポケット このアイコンを探してね



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
https://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 1月1日現在 人口69,509人(前月比+15人) 男35,552人女33,957人世帯数31,848世帯

記号の見方

時

日

時

場

会

場

内

容

対

象

定

員

費

用

申

込

み

縮

め

切

り

持

ち

物

間

問

い

合

わ

せ

FAX

4

4

4

0

8

1

5

市県民税の申告・所得税及び復興特別所得税の確定申告

確定申告は期限内に!!

申告期間

2月17日(月)～3月16日(月)

八街市役所の申告受付期間・会場

市役所では、市県民税の申告と簡易な所得税及び復興特別所得税の申告相談を受け付けます。

例年、「自書申告コーナー」を設け、職員と面接し申告書を作成していましたが、今年から面接方式は行いません。

時 2月17日(月)～3月16日(月) (土曜・日曜日、祝日を除きますが、3月8日(日)は受け付けします)

開場 午前8時30分

受付 午前9時～正午・午後1時～4時

場 市役所第4庁舎 第4・第5会議室

受付方法

受付表に氏名をご記入のうえ、お待ちください。長時間お待ちいただくこともあります。

※午前中に「午前の部」の人数に達した場合は、引き続いて「午後の部」の受け付けをします。

市役所で申告できるもの

○市県民税の申告

令和2年1月1日現在、市内在住の方で確定申告は不要でも、令和元年中に次のような所得のあった場合は市県民税の申告をする必要があります。

- ・事業所得があった。
・給与所得者で、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない。

- ・給与所得以外に所得があった。
・公的年金の所得以外に所得があった。
・公的年金受給者で医療費控除や生命保険料控除などを受けようとしている。
・市内に住んでいないが、令和2年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にあった。
・所得がなかった方で、誰の扶養にもなっていない、または別世帯の扶養親族になっている。
・上場株式などに係る配当所得などで、市民税・県民税の計算で異なる課税方式を選択する。

市役所で確定申告ができないもの

雑損控除、災害減免、連帯債務のある住宅ローン控除、譲渡所得(土地・建物・株式など)、青色申告、贈与税、相続税、消費税などの相談はできません。(作成済みの申告書は提出できません)

- ※ご自身で確定申告をする場合や、勤務先が市役所に給与の支払報告をしている場合は申告をする必要はありません。
※この申告は、令和2年度の市県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定をするうえにお願いいたします。申告されないと、児童手当の認定を請求するときや融資を受けるときなどに必要な税務証明を発行することができません。
※申告書などの控えが必要な方は、必ずその場で申し出てください。後日交付はできません。

問 課税課 ☎443-1116

成田税務署の申告受付期間・会場

イオンモール成田で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書作成と提出ができます。

時 2月17日(月)～3月16日(月) (土曜・日曜日、祝日を除きますが、2月24日(月)・3月1日(日)は受け付けます)

受付 午前9時～午後4時

(午前9時～10時の入口は2階C入口のみ)

場 イオンモール成田(2階イオンホール)

※申告期間中は、成田税務署に申告書作成会場はありません。

※納税証明書は、イオンモール成田では発行していません。

※イオンモール成田会場には納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納めてください。

国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの確定申告作成コーナーは、金額などを入力すれば自動で申告書が作成できます。また、「e-Tax」のID・パスワードを取得し、パソコンやスマホなどでも確定申告ができます。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」を利用して送信できます。ID・パスワードは、税務署職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、最寄りの税務署にお越しください。

国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/

成田税務署で確定申告できるもの

○年金所得のある方

公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告の義務はありません。(所得税及び復興特別所得税が還付になる方は確定申告

をしてください)
市県民税の計算で、医療費控除や生命保険料控除などを受けると、市県民税の申告が必要です。

○所得税及び復興特別所得税の還付申告

給与所得者や年金受給者で、確定申告の必要がない方でも、次に該当する場合には確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

- ・マイホームをローンなどで取得した。
・多額の医療費を支払った。
・年末調整で控除の手続きができなかった。
・年の途中で退職し、勤務先で年末調整を受けられなかった。

○所得税及び復興特別所得税の確定申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1年間(1月～12月)のすべての所得から所得控除を差し引いて計算した所得税額によって所得税を納付したり、還付を受けたりするものです。令和元年中に次のような所得のあった方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要があります。

- ・事業所得者(農業を営む)などで各種所得金額の合計額が、所得控除金額の合計額を超える。
・給与の収入が2000万円を超える。
・給与以外の所得(農業や年金など)が20万円を超える。
・2カ所以上から給与の支払いを受けている。
・源泉徴収をされていない給与の支払いを受けている。

※譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)、青色申告、災害などの被害により雑損控除・災害減免、事業所得で新規開業、平成30年分以前の申告、消費税の申告、一般の住宅借入金等特別控除以外(リフォームをした場合など)の申告をする方は、イオンモール成田で申告相談してください。

問 成田税務署 ☎0476-28-5151

確定申告に必要なもの

- ・マイナンバーカードの両面コピー、または通知カードのコピーと免許証もしくは健康保険証などのコピー(扶養親族がいる場合は、その方のマイナンバーも必要です)
・源泉徴収票など収入がわかるもの(事業所得者は収支がわかるもの)
・健康保険、国民年金、介護保険料の領収書や証明書など(各保険料の納付額は、電話ではお答えしません)
・生命保険や地震保険などの控除証明書
・認印、口座番号のわかるもの
・前年の申告書の控えなど

医療費控除の手続きが変わりました

平成29年分の申告から、医療費の領収書の代わりに「医療費控除の明細書」に記入して提出する必要がありますが、平成29年分～令和元年分は、領収書の添付または提示でも申告ができます。

なお、令和2年分からは、領収書を添付・提示では確定申告はできません。「医療費控除の明細書」を提出してください。

- ※領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。
※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。